

〈原著論文〉

## 明治時代に布達された盆踊り禁止令の記載内容に関する研究

伊東佳那子\* 來田享子\*\*

A Study on the Content of a Prohibition Order Concerning *Bon Odori* in the Meiji Era

Kanako ITO\*, Kyoko RAITA\*\*

### Abstract

In the Meiji Era, the Japanese government issued an order to prohibit *Bon Odori*, one aspect of physical culture. The intention of the government was to develop Japan into a modern nation. This study analyzes in detail the content of the prohibition order on *Bon Odori* and clarifies what elements of *Bon Odori* the Meiji government meant to ban. This study identified orders that include the words "*Bon Odori*" and "*Odori*" from "*Nihon shominseikatsu shiryō shushu*", which describes administrative orders promulgated in each area during the Meiji era. A total of 19 orders from 14 provinces were identified from the material.

It was determined from the research that four elements of *Bon Odori* were attributable to the prohibition, namely, (1) men and women (or many people) gathering at one place, (2) naked bodies and strange clothes, (3) the sound of musical instruments, and (4) dancing and walking throughout town. Before the Meiji era, *Bon Odori* was a place where men and women got together and expressed sexual liberation. *Bon Odori* also contained religious elements such as clothing, instruments, and dancing and walking. The government criticized these elements as a useless and unseemly custom.

Other orders include unique cases. In Iwate Prefecture, the prohibition on *Bon Odori* was included in the *Ishiki Kaii* ordinance, which controlled people's daily lives. This prohibition is uniquely found in Iwate Prefecture. In Tokushima Prefecture, *Bon Odori* was permitted in specific period.

The orders forcibly suppressed people's "dancing bodies". In addition, people's passion for dancing was trapped and latent inside the body.

### I. 緒言

本研究の目的は、日本の身体文化の一つである盆踊りが明治時代に禁止されたことに着目

し、その理由を各地域に布達された「盆踊り禁止令（以下、禁止令）」の内容から明らかにすることである。

盆踊りは、民俗芸能、民俗舞踊の一つに位置

\*中京大学スポーツ振興部、スポーツミュージアム学芸員

\*\*中京大学スポーツ科学部 教授

づけられ、日本のよき文化であるとされている<sup>1)</sup>。その起源は諸説あるが、平安時代の踊り念仏が宗教的行事と結びつき定着したとするのが一般的である。本田<sup>2)</sup>によれば、盆踊りを指す「盆の踊り」が文献上に最初に表記されたのは、『春日權神主師淳記』の1497(明応6)年7月15日の条であり、盂蘭盆の供養に催された風流が、踊りの要素の多いものに展開して行われた。江戸時代後半には、盆踊りが幕政体制への逆行行為に利用された一方で<sup>3)</sup>、農民にとって最大の娯楽であり、また恋の逢瀬を楽しむ公認の場でもあった<sup>4)</sup>。

しかし明治時代に入ると、盆踊りは厳しい弾圧を受けた。高橋<sup>5)</sup>によれば、明治政府は盆踊りなどの民俗芸能を「旧來の陋習」であるとして禁止し、天皇を神格化して国家神道を構築するため、地域文化の底流にあった神仏習合信仰体系や、それにとまなう民俗芸能の存在意義を否定した。こうした政府の方針に伴い、各県令によって布達された禁止令により、盆踊りは禁じられた。この禁止令の全体像について池間<sup>6)</sup>は、各県令の盆踊りに対する考えの違いによって、禁止令の記載内容に差があり、規制状況も異なっていたことを指摘する。

明治時代は盆踊りに限らず、歌舞伎や獅子舞、相撲、芝居など、多くの日本古來の伝統的な文化が弾圧された。加えて、「違式註違条例」及び「地方違式註違条例」の制定により、男女混浴、入れ墨、裸体などの旧習俗も悪習として禁止された。いわゆる民衆の「風俗改良」と呼ばれる教化策である。これらはすべて、日本が諸外国と対等な立場となり、近代国家へと発展させるためとして明治政府が行った<sup>7)</sup>。成沢<sup>8)</sup>は、こうした政府の方針によって、時間や空間、身体、教育、軍隊などが秩序化された「近代的な社会秩序」が形成されることになったと指摘する。

明治政府はなぜ盆踊りの禁止を「近代的な社会秩序」を構築する方策の一つと考えたのであろうか。また、この禁止によって、どのような「近代的な社会秩序」を構築しようとしたのであろうか。盆踊りを研究対象とする従来の研究

では、起源の解明や地域の事例を研究したものが多い<sup>9),10)</sup>が、禁止令の内容を精査し、日本における身体文化変容の通過点として捉えたものはみられない。そこで本研究では、明治時代に布達された禁止令の記載内容を詳細に分析し、禁止令が何を禁じようとしたのか、すなわち、盆踊りの何が近代的な秩序に反すると考えられたのかを検討する。

## II. 研究方法

1979(昭和54)年に発行された『日本庶民生活史料集成 第二十一巻 村落共同体』<sup>11)</sup>に収録されている各地域の行政命令から、「盆踊」の言葉が含まれているものを抽出し分析を行った。また、当時盆踊りという言葉が浸透していなかった可能性を下川<sup>12)</sup>が指摘していることから、「踊」という言葉のみでの抽出も試みた。この抽出作業では、禁止令の題目のみならず、記述内に踊りを禁止する趣旨が含まれるものについても、分析の対象とすることを意図した。上記の方法で抽出した行政命令、すなわち禁止令は、14県の19通であった(表1)。表1の( )内は、同じ年に出された禁止令の布達回数を示している。これら表1の禁止令が対象とした踊りは、主に盆踊りであったが、盆踊りに類する田植え踊りや念仏踊りといった踊りの名称が記載されたものもみられた。

表1. 対象の禁止令の布達年数と布達回数(筆者作成)

1870(明治3)年	群馬
1871(明治4)年	和歌山
1872(明治5)年	栃木
1873(明治6)年	福島、福岡(2)、山形、岩手、秋田、和歌山、栃木
1874(明治7)年	福島、岐阜、神奈川
1875(明治8)年	青森
1876(明治9)年	大分
1877(明治10)年	愛媛、和歌山
公布年数不明	徳島

『日本庶民生活史料集成』は、近世の民衆生活を記録した史料を農山漁民生活、一揆、部落など全30巻に分類して収録した史料集である。第21巻の村落共同体には、内閣文庫所蔵の

『府県史料』から「民俗」、「禁令」の2項目を抜粋したものが掲載されている。『日本庶民生活史料集成』に付された解題によれば、当史料集の性格は「『府県史料』はわが国近代史の史料として多くの特長をもち、その史料価値はたかく評価されている。明治前期の地方史料の消滅が著しいなかで、当時の実態を把握できる稀有の資料である」と説明されている。また、「民俗」、「禁令」の内容は、「現実に行われてきた根強い慣行のあることを示すものであり、これによって、明治初年までの村落共同体の輪郭を描くことが可能」とされている。

『日本庶民生活史料集成』は『府県史料』掲載の「禁令」をまとめた二次資料である。しかし、従来の研究では、いつ、どの地域で禁止令が布達されたのか、その全体像と詳細は明らかになっていない。そのため、本研究では禁止令の横断的な検討を可能にする資料として、これを用いることとする。

本研究では表1のうち、第一に、国内で最初に盆踊りを禁じた群馬県の禁止令の内容を検討する。第二に、盆踊りの禁止理由について各地域の禁止令から明らかにする。禁止令において踊りの名称が明示されている場合には、その踊りが具体的にどのようなものか文献や先行研究にて補完しながら明らかにしたうえで、禁止理由を検討する。第三に、第二の検討により、他にはない特徴がみられた禁止令について検討を加える。

結果に示す禁止令は、『日本庶民生活史料集成』掲載の原文のままであり、本研究に必要と考えられる箇所を筆者が適宜抜粋して記載した。

### Ⅲ. 結果

#### 1. 国内で最初に盆踊りを禁じた群馬県の禁止令

1870（明治3）年に民政局から前橋藩（現：群馬県）に禁止令が布達された。下川は、これが国内最初の禁止令であったとしている<sup>13)</sup>。

古来ヨリ盆踊ト申事当国ニ於テハ右様賤敷

風俗無之筈之處近来越後辺ヨリ下賤ノ者入込候故歟悪風ヲ佩ヒ盆踊ト唱ヒ夜遊等イタシ候向相聞既ニ昨年中モ嚴重取締為致回勤之者見当次第召捕候筈ニ候処当年之儀モ等一制禁ヲ犯シ相催候儀於有之ハ甚以不埒之事ニ候以後心得違於有之ハ左之通申付候事一、踊之当人ハ其身分ニ応シ相当之過怠金可申付事

附下女下男ハ其主人へ過怠金可申付候事一、右之催致シタルニ於テハ其居町居村ノ役人共ハ勿論一統へ相当ノ過怠金可申付候又社寺之境内ニテ催シ候而モ過怠ノ儀同断猶其上社寺迄可及事

この禁止令には「昨年中モ嚴重取締為致」とあることから、1869（明治2）年にも盆踊りに関する禁止令が出されたと考えられる。しかし、『日本庶民生活史料集成』にはこれに該当する禁止令を見出すことはできず、国立公文書館デジタルアーカイブにおいても該当のものはみられなかった。

記載内容からは、盆踊りは越後より入り込んだ「下賤の者」がもたらした悪風とされ、人々が「下賤の者」の影響により夜遊びを行うようになったと捉えられていたことが読み取れる。さらに、禁止令を破った者には、身分に応じて罰金が科されていることから、当時の幅広い身分の人が踊りに加わっていた状況がうかがえる。

#### 2. 禁止令では踊りの何が禁じられたか

##### 2-1. 「盆踊り」の禁止理由

抽出した14県19通の禁止令のうち、盆踊りに言及したものは16通であった（表2）。そのうち11通には、盆踊りの禁止理由が記載されていた。

禁止理由は2つに大別することができた。第一は、盆踊りが「若者」「子供」にとって就業や家業の妨げになるというような、対象に与える悪影響を禁止理由としたもの、第二は、地域の風俗に与える影響を禁止理由としたものであった。禁じられた具体的な行為は、以下の4

表 2. 盆踊りに言及した禁止令の記載内容

1	前橋 (群馬)	1870 (明治 3)	古来ヨリ盆踊ト申事当国ニ於テハ右様賤敷風俗無之筈之処近来越後辺ヨリ下賤ノ者入込候故歟悪風ヲ佩ヒ盆踊ト唱ヒ夜遊等イタシ候 (略)
2	和歌山藩 (和歌山)	1871 (明治 4)	「明治四年五月十四日風俗ヲ正フスル条款ヲ布達ス」盆踊等②男女種々之化粧致シ舞ヒ踊リ致候類都テ芝居役者ニ紛ラハシキ所為一切為致間敷事
3	宇都宮 (栃木)	1872 (明治 5)	(略) 盆踊ト唱へ②裸体其他異形之体ニテ舞跳致シ儀儀甚不体裁ニ付 (略)
4	岩手	1873 (明治 6)	「違式註違条例」無願ニテ諸興行等スヘカラサルヲ達ス是迄陰曆御領賦 中ハ毎年七月十三日ヨリ十六日迄士民一般ニ休暇シ祖先ヨリノ墳墓ヲ祭り又盆踊リト唱へ毎村町ニ於テ歌舞其他諸劇等興行セリ (略)
5	秋田	1873 (明治 6)	(略) 盆踊杯ト相唱①男女群ヲ成シ所望スル処ニ於テ③管弦等鳴シ歌舞ヲ為シ (略) ④深夜外歩スルハ第一人身ノ健康ヲ害スルハ勿論或ハ②男女ノ別ヲ乱リ衣類同調等ノ弊風モ有之趣 (略)
6	和歌山	1873 (明治 6)	(略) 盆踊ト称へ①夜間子女相会シ踊舞誦言スル (略)
7	栃木	1873 (明治 6)	(略) 盆踊ト称シ②奇異ノ姿容ヲ成シ①男女混淆撃鼓踊躍④夜中路頭ニ致徘徊候 (略)
9	小倉 (福岡)	1873 (明治 6)	(略) 夜中盆踊ト唱へ①多人数相集リ (略)
8	若松 (福島)	1874 (明治 7)	(略) 盆会踊リ (ママ) ト唱へ男女醜体ヲ為シ④夜中道路ニ踊リ騒キ一家一己ノ冗費且職業ノ怠リニモ相成候条 (略)
10	岐阜	1874 (明治 7)	(略) 盆踊ト唱へ①老幼男女群集 (略) 不行体ノ儀モ有之趣
11	神奈川	1874 (明治 7)	(略) 盆踊ト唱へ女兒聯伍シ②衣服等頗ル美麗ヲ競ヒ③大鼓竹甄ナト打鳴ラシ隣里ニ互莅シ彼レノ短ヲ誇リ此レノ長ニ誇リ相角スルノミナラス男女之レカ後援ヲナシ終ニ喧嘩口論等ニ及 (略) 鄙俗ノ宿習ニテ以ノ外ノ事ニ候 (略) 兒童ノ遊戯ニ私情ヲ傾ケ無益ノ冗費ヲ散シ到底勤学ノ障得ヲ醸シ開進ノ期ヲ妨ケ不都合ノ至ニ候
12	青森	1875 (明治 8)	八月三日ニ至リ盆踊ヲ禁ス参看スヘシ
13	大分	1876 (明治 9)	(略) 盆踊ト唱へ旧曆七月歌舞雑戯ヲ為ス之陋習者維新之今日有ル間敷事ニ候 (略)
14	愛媛	1877 (明治 10)	(略) 盆踊ハ大概夜中ノ嬉戯ニシテ①男女混同頗ル猥褻ニ涉リ竟ニ言フベカラザルノ嫌ヒナキヲ免カレズ殊ニ妙齡ノ者共心氣ヲ浮藻ノ地ニ動カシ本業ノ妨害タル (略)
15	和歌山	1877 (明治 10)	八月一五日盆踊ヲ申禁ス
16	徳島	不明	明治四年七月十四日ヨリ十六日迄三日三夜市郷ノ盆踊ヲ許ス俗盂蘭盆会ニ当ルノ時ヲ以テ②庶民眩服治粧日夜踏舞以テ樂トス (略)

『日本庶民生活史料集成 第二十一巻 村落共同体』より抜萃、数字と下線を筆者加筆

つである。

- ① 一箇所に男女(または多人数)が集まること
- ② 裸体や奇妙な格好をすること
- ③ 楽器等を打ち鳴らすこと
- ④ 町中を踊り歩く(または踊り騒ぐ)こと

これらは、当時の盆踊りがどのようなものであったかを表し、盆踊りを特徴づける要素であったと考えられる。以下では、それぞれについて、各地域の禁止令に記された内容を示しながら、詳しく検討する。

- ① 一箇所に男女(または多人数)が集まること  
禁止令 16 通のうち、6 通が盆踊りを男女ま

たは多人数が集まる場所であると捉えていた。これを禁止理由としてあげた地域を布達年順に示すと秋田県、和歌山県、栃木県、小倉県(現：福岡県)、岐阜県、愛媛県であった。このうち秋田県、栃木県、岐阜県、愛媛県の 4 通は、盆踊りは「男女が集まる場所」であり、そのことによって風紀が乱れることを問題視していた。たとえば、秋田県の禁止令では、盆踊りが「男女群ヲ成」すこと、愛媛県の禁止令では、「男女混合」することが「頗る猥褻」であるとされた。

こうした盆踊りの風景は、およそ 25 年後の 1909 (明治 42) 年に発表された田山花袋によ

る小説「田舎教師」<sup>14)</sup>に、以下のように記録されている。

盆踊りのある処は村の真中の広場であった。人が遠近からぞろぞろと集まってくる。樽拍子の音が揃うと、白い手袋を被った男と女が手をつないで輪をつくって、調子よく踊り始める。(中略)村にはぞろぞろと人が通った。万葉集のかがいの庭のことが、それとなく清三の胸を通った。男は皆一人ずつ相手をつれて歩いている。猥褻なことを平気で話している。世の羈絆を忘れて、この一夜を自由に遊ぶという心持ちが四辺に充ち渡った。垣の中からは燈光がさして笑い声がした。

「田舎教師」は、青年教師である小林秀三氏の記事を基に、現地調査によって執筆された小説であり、盆踊りの舞台は、現在の埼玉県羽生市発戸であるとされている<sup>15)</sup>。男女が一箇所に集まり風紀が乱れることを理由に禁止令が発令された地域に埼玉県は含まれていないものの、小説に描かれた村の風景が広い地域で見られたことがうかがえる。

近現代における盆踊りの役割を検討した研究<sup>16)</sup>では、明治時代までの盆踊りは、唯一の開放的な娯楽の場所であり、若い男女にとって性解放の一要因となっていたことが指摘されている。小説の描写からは、当時の盆踊りの場が男女の出会いの場であり、「世の羈絆を忘れて」性が解放される場であったことがわかる。禁止令は、こうした状況を問題としていたと考えられる。

一方、岐阜県や小倉県(現：福岡県)の禁止令では、盆踊りを「老幼男女群集」、「多人数相集」るものとし、男女だけではなく、多くの年齢層が集まる場と捉えていた。兵藤<sup>17)</sup>は1889(明治22)年頃に全国的に踊りの禁止令が発せられたとする小寺の論を引用しながら「その年の2月に『大日本帝国憲法』が布達され、翌年の帝国議会の開設へ向けて、大衆の政治熱が大いに盛り上がりを見せていた時期」にあったこ

とに着目し、「盆踊りの輪がつくりだす非日常的な社会編成は、集会条例が禁止の対象とした政治演説のアジテーションと同様(あるいはそれ以上に)、治安当局にとって警戒すべき事態だった」と指摘する。しかし、実際に各地域の禁止令をたどると、兵藤が指摘したよりも約16年前の1873(明治6)年にはすでに「盆踊りの輪がつくりだす非日常的な社会編成」は禁止対象となっていたことが明らかになった。

## ② 裸体や奇妙な格好をすること

盆踊りに言及した禁止令16通のうち、6通が、「裸体」「異形之体」「奇異ノ姿」等で行われる盆踊りを問題としていた。布達年順に、和歌山藩(現：和歌山県)、宇都宮県(現：栃木県)、秋田県、栃木県、神奈川県、徳島県において、この内容を含む禁止令が布達されていた。

1871(明治4)年に和歌山藩では、風俗を正す目的で布達した禁止令において、盆踊りなどで男女が化粧をして舞い踊ることへの指摘が含まれていた。また、1872(明治5)年宇都宮県の禁止令では盆踊りを「裸体や異形の体にて舞い跳びするもの」と捉え、翌年布達の説論には「奇異の姿で行われるもの」とした。

一方神奈川県の1874(明治7)年の禁止令では、盆踊りと称して「女兒聯伍シ衣服等頗ル美麗ヲ競」うと記載されていることから、この地域では女兒が衣服などで美麗を競い合う見世物的要素を含んでいたことが示唆された。

前述した「田舎教師」と同年にあたる1909(明治42)年に文芸誌に発表された森鷗外の自叙形式の小説「キタ・セクスアリス」にも、当時57歳であった森鷗外の10歳の記憶として盆踊りの場に「男で女装」、「女で男装」した人がいたことが描かれている<sup>18)</sup>。森鷗外の記憶する時期が正しければ、禁止令の約10年前には、盆踊りの盛んな地域では異性装が特に珍しい風景ではなかった様子うかがえる。

このような盆踊りにおける仮装や異性装については、先行研究によりいくつかの解釈が示されている。小林<sup>19)</sup>は、室町時代以来の仏教的

な宗教性に加えられた演出という観点から、盆踊りにおける仮装性の増幅を理解している。一方、三橋<sup>20)</sup>は、江戸時代後期以来の余興としての意味と同時に、祝祭空間における異性装が「神性」に近づこうとする、より本質的な原理を孕んでいたと指摘する。

禁止令と平行して布達され、文明開化に伴う新風俗への対処を定めた違式註違条例の項目にも、異性装に関する記述がある<sup>21),22)</sup>。したがって、為政者にとって異性装は恥ずべき風習であるとの認識が強かったと考えられるが、政府が庶民の娯楽的な風俗に介入し「矯正」した<sup>23)</sup>ことは、近代以前の地域の人々の宗教的感性を身体を通じて抑圧する機能があったと考えられる。

### ③ 楽器等を打ち鳴らすもの

盆踊りの際に、楽器を叩きながら踊ることについては、鎌倉時代中期の僧侶であった一遍が普及させ、盆踊りの源流とされる念仏踊りに遡ることができる<sup>24)</sup>。この伝統的、慣習的な盆踊りの要素は、秋田県と神奈川県の禁止令において、禁止の理由としてあげられた。

盆踊りは、神奈川県の禁止令においては、「大鼓竹甄」などを打ち鳴らすもの、秋田県の禁止令では「管弦等を鳴らして歌舞をする」ものであった。

文明開化期の楽器使用の禁止に触れた先行研究はほとんどみられないが、上記の神奈川県と秋田県の禁止令からは、両県の盆踊りに特徴づけられた「楽器の使用」という要素が政府のめざす近代性にそぐわないものとして捉えられていたと考えられる。この要素の禁止については、後に布達される騒音規制に関わると推測される。日本における最初の規制は、1878（明治11）年の違式註違条例への追加である。末岡<sup>25)</sup>は、一般生活騒音に関わる規制は、迷惑行為防止の視点から違式註違条例における高声唱歌や夜間12時以降の静穏維持、1880（明治13）年の旧刑法における放歌高声や酩酊・喧嘩、そして1908（明治41）年の警察犯処罰令に続くことと指摘する。つまり、楽器を使用し、歌をうたう

盆踊りは、騒音として位置づけられ禁止されていったと考えられる。こうした禁止の内容が、後の騒音規制の制度化につながった可能性は高い。

### ④ 町中を踊り歩く（または踊り騒ぐ）もの

16通の禁止令のうち3通では、盆踊りで夜中に町中を踊り歩く（または踊り騒ぐ）ことが禁止の理由とされていた。布達年順には、秋田県、栃木県、若松県（現：福島県）の禁止令がこれにあたる。秋田県では「深夜外歩」すること、若松県では夜中に道路で踊り騒ぐこと、栃木県では夜中の路頭を徘徊することが問題視されていた。若松県の禁止理由は、前項で述べた騒音規制の考え方に基づくだろう。

下川<sup>26)</sup>は、念仏踊りが中心であった盆の踊りに、江戸時代には伊勢踊りの「道行き」の要素が加わったことを指摘する。道行きとは、それまで寺社の境内などで、柱の周りを回りながら踊ることが主であったのに対し、往還をゆっくりと踊りながら進んでいくものである<sup>27)</sup>。すなわち「踊り歩く」といった内容は、盆踊りが時代と共に変容する過程で江戸時代以降に加わったものであったが、3県の禁止令ではこれが否定されたことになる。

以上、明治時代に布達された禁止令における禁止理由について横断的に検討した。理由は4点に分類することができた一方で、個々の禁止理由の具体的な表現は一樣ではないことも明らかになった。この結果から、①各地域における盆踊りにはそれぞれの特徴があり、禁止令にはそれが反映されていること、②同時に盆踊りの何が文明開化期の日本にそぐわないと認識されていたのかについても地域によって違いがあったことが示された。

## 2-2. 「名称をもつ踊り」の禁止理由

本研究で抽出した15県19通のうち、盆踊りという語を用いず、踊りの名称を別に指定して禁止した禁止令は4通であった。ここでは、名称が指定された踊りの特徴を示しながら、禁止

令に記された禁止理由を明らかにする。

### (1) 田植踊り

山形県は、東北地方で踊られている田植踊りの禁止令を1873（明治6）年に布達した。

当管下市在ノ旧習ニテ田植踊ト号シ若者共群行市在踊り歩キ亦ハ物真似等致シ身元有之家ニ立寄り酒食等貪リ候趣右ハ従来卑陋ノ風習トハ存年ヲ開化日新ノ際有間敷次第ニ付嚴重禁止申付候条右之趣小前末々迄無洩可触示者也

田植踊りとは、農耕における稲作を土台とした民俗芸能であり、東北では江戸時代の新田開発以降に広がった水田を基盤として発生したものと考えられている<sup>28)</sup>。山形県の禁止令では、上述した盆踊りと同様、田植踊りにおいても「群行市在踊り歩」くことが問題視されていた。菊地<sup>29)</sup>は、田植踊りは10人単位で構成されると指摘していることから、盆踊りに類似する集団性という要素が禁止理由となったと考えられる。また、この禁止令では、通りがかりの家で酒や食事を貪る風習を「卑陋」として禁じた。この風習について、「かつて東北の田植踊りは雪の降る1月15日の小正月に門付芸として各家々を巡」った<sup>30)</sup>とされたことから、明治時代にもその風習の名残があった状況がうかがえる。

### (2) 念仏踊り

1873（明治6）年に、江戸時代から磐城県（現：福島県）で踊られていた「念仏躍」に対する禁止令が布達された。

磐城之風俗旧来念仏躍ト相唱へ湛秋之際仏名ヲ称へ太鼓ヲ打男女打群レ夜ヲ侵シテ遊行シ中ニハ如何ノ醜態有之哉之由文明ノ今日有間敷弊習ニ付管内一般本年ヨリ右念仏躍禁止申付候条少年兒女ニ迄兼テ相違置可申事

念仏踊りとは、念仏を唱えながら太鼓や鉦を打ち鳴らして行う踊りを指す。念仏踊りは、一遍上人が創始した踊り念仏が発祥であり、踊り念仏が風流化したものである<sup>31)</sup>。この踊り念仏について宮田<sup>32)</sup>は、「踊躍念仏が素朴に激しく跳び上がる所作の中に鎮魂術を示すのに対し、そこに種々の装飾が加わり仮装が加わ」ったのが念仏踊りであるとし、踊り念仏に遊びの観念が導入されたと説明している。

禁止令では、男女が群れ夜中に遊行することが問題視されている。齋藤<sup>33)</sup>は、明治時代の念仏踊りは、盆踊りとして踊られており、娯乐的な面が高じて、男女が一夜を共にすることが頻繁にあったと指摘する。そのため、磐城県ではこうした行為が醜態であるとし、念仏踊りが「文明の今日あるまじき弊習」と捉えたと考えられる。

また、念仏踊りの特徴である太鼓を打ち鳴らす行為も禁止の対象とされた。これは、前述した盆踊りの禁止理由と同様だと考えられる。

### (3) 仕組踊り

小倉県（現：福岡県）は1873（明治6）年に仕組踊りに関する禁止令を布達した。

「仕組踊ト唱へ芝居同様ノ興行ヲ為スヲ禁ス」仕組踊ト相唱へ郡中処々ニ於テ芝居同様ノ興行一時依願差許候処右ハ土地風俗ヲ紊シ遊怠奢侈ニ流レ其弊害不尠候ニ付以来一切令禁止候事

仕組踊りとは、小寺<sup>34)</sup>によれば、「毎年新しく趣向を凝らして仕組む新作の踊」とされている。また、仕組踊りに関する最初の記録を検討した郡司<sup>35)</sup>は、この踊りが「踊狂言」の別名であり、地芝居ではかぶきを「踊る」と表現していたことを指摘している。これらから上記の禁止令にみられる「芝居同様ノ興行」とは、新しい趣向で構成された唄・踊・劇であったとみることができる。小倉県では、このような仕組踊りは「土地風俗を乱し遊惰奢侈」であり、その弊害が少なくないと考えていたことが読み取

れる。

本検討により、踊りの名称が禁止令に記されていたことから、名称が浸透し地域に根付いていた可能性が示された。また、禁じられた行為やその理由は、前項の禁止令の検討で明らかにしたのと同様に、群で練り歩くことや、太鼓、鉦を打ち鳴らすなど、それぞれの踊りがもつ特徴を問題視するものであった。

加えて、ここでの検討からは、芝居中に行われる踊りも禁じられたことが明らかになった。したがって、禁止令は、人々の踊りだけでなく、他の民俗芸能の部分を構成する「踊るという行為」をも抑圧するものであったことが確認できた。

### 3. 他県にはない特殊性がみられる禁止令

ここでは、前節で検討した禁止令のうち、他にはない特徴がみられた禁止令について検討を行っておく。

#### 3-1. 期間を限定し許可した事例

徳島県の禁止令には期間を限って盆踊りを許可する内容が含まれていた。これは、他県の禁止令が盆踊りを一切禁止するものであったことに対し、特徴的であった。

以下の禁止令には、1871（明治4）年から1974（明治7）年までの徳島県における禁止状況が記されている。

明治四年七月十四日ヨリ十六日迄三日三夜市郷ノ盆踊ヲ許ス俗迂蘭盆会ニ当ルノ時ヲ以テ庶民眩服治粧日夜踏舞以テ楽トス其来ルコト久シ維新後之ヲ禁スル処此歳之ヲ許ス五年復之ヲ禁ス然ルニ太陽曆頒布以後モ砂持等ノ名称ヲ以テ往々出願ノ者アリ因テ明治七年十月十日重テ之ヲ嚴申ス但紀元天長ノ二節ニ之ヲ許シ歡樂ヲ綻ニセシムト雖モ盆踊ノ如ク盛ナラス

この禁止令によれば、明治維新後、庶民が分別を失ったような服装や化粧をして日夜踏舞す

ることが禁止されたが、1871（明治4）年には3日3夜のみ許可された。また、1872（明治5）年に再び禁止されたが、同年11月に布告された太陽曆頒布以降、「砂持」と名称を変更して実施の出願がなされ、1874（明治7）年には再び厳しく禁止されるようになった。その一方で、天長節の日にはこれまでの盆踊りのように盛大にならないことを条件に実施が許可された。盆踊りの実施許可、名称を変更しての実施の出願という出来事は、徳島県にのみみられた特殊な事例であった。

この禁止令のように時期を限定した許可について、安丸<sup>36)</sup>は次のように述べている。

節句、祭礼、盂蘭盆などの統制や禁止、またそのにない手としての若者組の禁止などは、新しい曆を制定し、国家的祝祭日を設定することと表裏をなしていた。（略）そうした行事（芝居、踊り、神輿その他の行事）を禁止し、酒食の饗宴なども禁じて、国家が上から祝祭日を設定して独自の儀礼を持ち込んだ時、それが一般民衆から歓迎されないのは当然のなりゆきだろう。そこで（政府）は一方では伝統的な民俗行事などを禁止しながら、他方では新たな国家的祝祭日のために、民俗行事の一部を復活しようということにもなる。（括弧内筆者加筆）

盆踊りの禁止は、古い曆にもとづいた人々の伝統的な身体文化を抑圧することによって、近代化を推し進めようとする意図のもとに行われた。しかし、徳島県の事例では、古い曆での文化を新しい曆での国家的祝祭と結びつけ、近代化をめざすという、矛盾した方策がとられることになったといえる。

#### 3-2. 違式註違条例の項目に盆踊りを追加した岩手県

岩手県では、1873（明治6）年に布達された違式註違条例の条目の一つとして盆踊りに関する内容を組み込んだ。違式註違条例とは、禁止

令が布達されたのと同時期に、衛生、交通、風俗、勸農などの日常生活を取り締まった条例である。神谷<sup>37)</sup>によれば、1872（明治5）年に東京府下違式註違条例が布達され、翌1873（明治6）年7月には地方違式註違条例が出されている。これは各地域が、地方違式註違条例の条目を地方の便宜により斟酌増減し、「其地方長官ノ名ヲ以布達」する法令であった。

岩手県で布達された違式註違条例には、盆踊りについて以下の記述がみられた。

「違式註違条例」無願ニテ諸興行等スヘカラサルヲ達ス是迄陰曆御領賦中ハ毎年七月十三日ヨリ十六日迄土民一般ニ休暇シ祖先ヨリノ墳墓ヲ祭り又盆踊リト唱ヘ毎村町ニ於テ歌舞其他諸劇等興行セリ先般太陽曆御施行ニ付テハ前条旧曆七月十三日ヨリ十六日迄殊更ニ休暇シ盆踊リ等ノ名義ヲ以演劇スルヲ差停候就テハ兼テ相違置候通り毎年六月二八日ヨリ三十日迄三日間ハ休暇日ニ候条豊年踊リ等ノ趣意ヲ以テ各村町ニ於テ相当ノ賑ト致シ候ハ勝手タルヘシ尤祖先ノ墳墓ヘ参リ候ハ追遠ノコトニテ何月ニテモ不苦候得共都テ年中ノ休暇旧曆ニ擬シ候儀無之様可致猶又都テノ興行等ハ其都度願出ヘキ旨ヲ達ス

岩手県は、地方違式註違条例が布達される2ヶ月前の1873（明治6）年5月に、東京府下違式註違条例の条目を取捨増減した条例を司法省に「申稟」し、その許可を得て布達した<sup>38)</sup>。しかし、1872（明治5）年の東京府下違式註違条例と1873（明治6）年7月の地方違式註違条例の条目には、盆踊りに関する内容は存在しない。したがって、岩手県はあえて盆踊りに関する条目を加え、日常生活の取り締まりを行ったことが明らかとなった。

上記の内容から、これまで7月13日から16日までの期間に行われた盆踊りと称する歌舞や劇などの興行が差し止められたことがわかる。これは盆踊りではなく、盆踊りと称して行われた歌舞、劇などの興行への禁止であった。なぜ

盆踊りと称してこうした興行が行われたのか、その詳細は不明である。しかし、岩手県においては、盆踊りに対する規制がなく、黙認していたために、盆踊りと称することで実施できたという可能性が考えられる。

### 3-3. 「庚午十二月太政官御布告」に基づく禁止令

秋田県は、1873（明治6）年に下記の禁止令を布達している。

「八月十五日盆踊禁止ノ布令」当管内ノ儀ハ毎年七八月頃盆踊杯ト相唱男女群ヲ成シ所望スル処ニ於テ管弦等鳴シ歌舞ヲ為シ来ル風習ニ候処右ハ庚午十二月太政官御布告ノ御趣意ニ相悖リ以ノ外ノ事ニ候且深夜外歩スルハ第一人身ノ健康ヲ害スルハ勿論或ハ男女ノ別ヲ乱リ衣類同調等ノ弊風モ有之趣ニ相聞旁以不都合ノ所業ニ付自今犯禁ノ者於有之ハ夫々所置可致候条此段布令候事

ここでは、盆踊りと称し男女が群れをなし、管弦などを鳴らし歌舞する風習が、庚午に布達された太政官布告の趣意に反するとしている。また、盆踊りのために深夜に外を歩くことが健康を害するという指摘や、同じような衣服を着て、男女の区別がなくなることが弊風である、との指摘もみられた。

なお、「庚午十二月」に布達された太政官御布告を検討したところ該当するものは見当たらなかった。しかし、1869（明治元）年の太政官御布告が秋田県に布達された禁止令に関係するものが見られる。この布告では「奥羽兩國ヲ七國ニ分國」という内容がみられ、「広く教化を施し、風俗を移易し、人民撫育の道を厚く」することが分国の理由とされた。奥羽兩國は、1869（明治元）年の戊辰戦争（東北戦争）に敗北した奥羽越列藩同盟諸藩に対する処分として分国している。米地<sup>39)</sup>は、難波の論文を引用し、戊辰戦争およびその直後の「東北」の用例に関して、「奥羽地域を特定化する傾向が強くなるとともに、「皇（王）化」に従わず軍事的な対応の必要な地域、というイメージが定着し

てゆく」と指摘している。このことから、分国をすることによって東北（奥羽）の広い地域をより効率的ないし緻密に教化し、明治政府が目指す社会秩序の形成が目指されたと考えられる。そのような政府の意向が反映されやすい東北地方において、盆踊りは社会秩序の形成の妨げになると理解された。

#### IV. まとめと考察

本研究では、明治時代に布達された禁止令の記載内容を詳細に分析し、盆踊りの何が禁止の対象となったのか、明治政府が盆踊りを禁止することで何を得ようとしたのかを明らかにした。

各地域が布達した禁止令から、盆踊りを特徴づける4つの要素（①一箇所に男女（または多人数）が集まる、②裸体、奇妙な格好、③楽器等を打ち鳴らす、④町中を踊り歩く（または踊り騒ぐ））が禁止の理由となったことが明らかになった。これは、田植え踊りなど踊りの名称が明示された禁止令においても同様であった。

男女（または多人数）が集まるのは、本論でも述べたように、盆踊りが男女の出会いの場であったからである。稲垣<sup>40)</sup>は、盆踊りの陶醉とともに、風流を引き継ぐ衣装の華やかさや、容姿や声の良さを発揮する絶好の機会であったことが、盆踊りという場において性が解放される雰囲気を感じ上げた可能性を指摘している。このような稲垣の指摘からすれば、禁止令の要素①の禁止は、ただ男女や多人数が集まることが禁じられたというよりは、日本の伝統的な性風俗が非近代的と位置づけられたと考えるべきであろう。従来の研究では、この要素について、政府による集会条例との関わりから解釈した指摘があった。しかし、本研究における検討結果からは、禁止令が出された時期との関係から、上述の伝統的な性風俗の否定という理解により重きを置くことができることが明らかになった。

盆踊りにおける禁止令の要素②～④の服装・姿、楽器、踊り歩くという3つの要素には、長

い歴史の中で取り入れられた宗教的背景があったが、江戸後期にそれが薄れ、娯楽化、大衆化が進んでいったことが指摘されている<sup>41)</sup>。本研究の検討では、このような娯楽化、大衆化の要素が「無益」「醜習」「卑陋ノ風習」と捉えられたことが明らかになった。日本の庶民にとってはごく身近な「楽しさ」は、文明開化期に目指された「近代的な社会秩序」を乱すもの、近代化される社会には不必要なものとして禁じられたのである。すなわち、一般市民が何を楽しいと感じるかということそれ自体を公的権力が変化させようとしたことの一端が、ここには現れているといえる。

町中を踊り歩くという要素もまた禁止の対象となる要素であった。本研究の分析では、「夜中に」「踊り歩く」行為のうち、「夜中」であることが禁止の主眼として置かれたのか、「踊り歩く」こと自体が禁止されたのかについては、明瞭にならなかった。前者であるならば、この禁止は明治時代の健康思想や公衆衛生思想あるいは時間意識の管理等に関わる研究と交差する近代的な秩序の形成の観点から考察することが可能であろう。

盆踊りは、本研究で検討した明治時代以前、江戸時代においても、禁止令が布達されたり、様々な制約を受けた。しかし、明治時代の盆踊り弾圧は江戸時代と同一ではないと解釈する研究もある。例えば、幕府のあった江戸で出された1709（宝永6）年の触れには、「6月の夜中に町々に踊る者がいるので、交通の妨害になるから差し止める」という触れが出され、1677（延宝5）年には、「8月になって踊り続けるのはいけない」とある<sup>42)</sup>。これらは、盆踊りによって人々が家業などの務めを忘れ怠惰する、江戸の秩序が乱れる恐れ、交通の邪魔などの理由から禁止、制約したものである。一方、明治時代における禁止は、諸外国との不平等条約改正を目的に行われた政策の一つであり、盆踊りを「文明国として欧州に伍する為に廃止すべき弊風とみなした」<sup>43)</sup> ことによるものであった。同一あるいは類似の表現を用いた禁止であっても、その内実は時代や社会的背景によって異

なっていたのである。

福沢諭吉は「文明論之概略」において、日本が西洋の文明を取り入れるためには、まず人民の気風を変革する必要があることに言及している<sup>44)</sup>。福沢は「人民の気風」とは「文明の精神」であるとし、見かけ上の変化を文明化とは認めず、人々の精神を変えることが最優先事項であると考えていた。このような福沢の考え方に照らせば、人々の精神を変えるための政策として、盆踊りが禁じられたということもできるであろう。すなわち、当時の人々は、慣習的な身体文化の否定というプロセスを経て、文明化に適した身体であることを強制され、体育や近代スポーツを通じ身体的変容を経験することになったのである。このような理解は、「近代的身体は、空間、時間、習俗、身体、言語と思考が国民化した身体」であるとする松浪<sup>45)</sup>の指摘とも類似するといえよう。

本研究では、現在の14県の自治体による禁止令を検討したことになるが、このうちいくつかの歴史的事例からは、今後、さらなる解明が必要となる課題を見出すことができた。

現在の群馬県にあたる前橋藩は、日本で最初となる禁止令を1870（明治3）年に布達したが、その背景や経緯については明らかになっていない。しかし前橋藩は、戊辰戦争以降の徳川慶喜の謹慎を受け、いち早く新政府へ恭順の意を示したとされており<sup>46)</sup>、こうした傾向との関連性等を検討することが可能であろう。また、岩手県の場合、違式註違条例の項目を独自に追加した点で、他県の対応策とは違いが見られた。これら群馬県や岩手県のような特殊な事例については、現在でいう知事にあたる県令の人物像等に手がかりを得ながら、当時の県と明治政府との関係性の観点から検討する必要がある。

また、盆踊りの禁止と許可が繰り返された唯一の事例が徳島県であった。許可は、盆の3日間や天長節に限定されていた。明治初期の徳島県では、盆踊りが全市をあげて活発に行われ、人々の熱中・狂乱ぶりに「普通新聞（現徳島新聞）」に「踊り排斥論」が掲載されるほどで

あった<sup>47)</sup>。こうした状況下で盆踊りを禁止することは、県や明治政府に対する反感を招き、騒動になることが懸念され、わずかな日数での許可により、民衆を統制する手段として盆踊りが利用されたとみることもできるであろう。天皇制を浸透させる祝日である天長節が盆踊りを許可する日として指定されたことも、こうした解釈の根拠となり得る。

盆踊りは、現在も多くの人に親しまれ、町によっては観光資源となっている。しかし、明治時代の禁止令は、人々が自身を解放する場とそこに存在する身体を消失させた。盆踊りの場とその身体は長い時間をかけ、地域で培われてきたものであった。禁止令の結果、人々の「踊る身体」は抑圧を受け入れると同時に、踊ることへの素朴な情熱は、身体内部に閉じ込められ、潜在的なものとなった。

本研究では、『日本庶民生活史料集成』に掲載の禁止令を分析したが、群馬県において当史料に記載のない禁止令の存在が確認された。これは他の地域においても同様の可能性がある。そのため、今回明らかとなった禁止令が布達された地域を中心に、地方史や行政文書などの一次資料を検討する必要があると考えられる。また、先行研究において指摘されている、各地域での禁止令の規制状況の異なり<sup>48)</sup>について、地方新聞や庶民の様子を描いた記録等を検討し、禁止令の有効性を明らかにする必要がある。これらについては、今後の課題とする。

## 引用・参考文献

- 1) 小林直弥. 盆踊りの研究Ⅲ－近現代における盆踊りの存在意義とその役割－. 日本大学芸術学部紀要 54: 27-38, 2011.
- 2) 本田安次. 本田安次著作集 日本の伝統芸能第10巻. 風流 I. I 風流考: 44, 錦正社, 1996.
- 3) 1) に同じ.
- 4) 太田成和. 郡上八幡町史. 下巻. 第12章 民俗. 民謡: 818, 平和印刷株式会社, 1961.

- 5) 高橋教雄. 歴史探訪 郡上踊り. III 盆踊りの諸相. (4)「花のみよし野」と「新川崎」の成立:120, 梨逸書屋, 2013.
- 6) 池間博之. おどりと日本人. 第二章 踊り—その考現と歴史を求めて—. 日本の欧米の民衆の踊り略史. 1 盆踊り・日本民踊: 278-289, ぎょうせい, 1983.
- 7) 1) に同じ.
- 8) 成沢光. 現代日本の社会秩序—歴史的起源を求めて. 第一章 時間, 第二章 空間, 第三章 身体: 28-82, 岩波書房, 2011.
- 9) 三室清子. 観光化された盆踊りの研究 徳島県の阿波踊りを中心として. 岡山大学教育学部研究集録 23: 67-80, 1967.
- 10) 安藤正樹. 西馬音内盆踊りに関する一考察 (2). 尚絅学院大学紀要 52: 157-167, 2006.
- 11) 谷川健一. 日本庶民生活史料集成. 第二十一巻 村落共同体: 3-528, 三一書房, 1979.
- 12) 下川歌史. 盆踊り 乱交の民俗学. 第4章 盆踊りの全盛と衰退. 第3節 盆踊りと近代. 明治維新と盆踊り禁止令: 214, 作品社, 2011.
- 13) 下川歌史. 盆踊り 乱交の民俗学. 第4章 盆踊りの全盛と衰退. 第3節 盆踊りと近代. 明治維新と盆踊り禁止令: 212, 作品社, 2011.
- 14) 田山花袋. 田舎教師: 197 - 198, 新潮社刊, 1952.
- 15) 14) に同じ.
- 16) 1) に同じ.
- 17) 兵藤裕己. 演じられた近代<国民>の身体とパフォーマンス. 序章 踊る新体、共同体の生成. 盆踊り禁止令: 2-3, 岩波書店, 2005.
- 18) 森鷗外. キタ・セクスアリス: 26, 新潮社, 1949.
- 19) 1) に同じ.
- 20) 三橋順子. 女装と日本人. 第3章 近代社会と女装. 1 文明開化と異性装の抑圧: 132, 講談社, 2008.
- 21) 稲垣恭子. 不良・ヒーロー・左傾. 第6章 若者文化における秩序と反秩序—盆踊りの禁止と復興をめぐる—. 168, 人文書院, 2002.
- 22) 三橋順子. 女装と日本人. 第3章 近代社会と女装. 1 文明開化と異性装の抑圧: 129, 講談社, 2008.
- 23) 三橋順子. 女装と日本人. 第3章 近代社会と女装. 1 文明開化と異性装の抑圧: 132, 講談社, 2008.
- 24) 高橋教雄. 歴史探訪 郡上踊り. III 盆踊りの諸相. (二) 踊り念仏: 78-81, 梨逸書屋, 2013.
- 25) 末岡伸一. 騒音規制の歴史. 騒音制御 25巻2号: 66 - 69, 2001.
- 26) 下川歌史. 盆踊り 乱交の民俗学. 第4章 盆踊りの全盛と衰退. 第2節 全盛を迎える盆踊り. 亡者踊りの展開: 198, 作品社, 2011.
- 27) 26) に同じ.
- 28) 菊地和博. 東北の田植踊りの起源・伝播に係る基礎的研究—山形県上市の金生田植踊起源論を端緒にして—. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要 第6号: 77-93, 2016.
- 29) 28) に同じ.
- 30) 28) に同じ.
- 31) 齋藤りほん. じゃんがら念仏踊りの発祥と伝承過程について. 東北宗教学 12: 121-147, 2016.
- 32) 宮田登. 日本を語る5 暮らしと年中行事. I 年中行事と芸能. 七 踊り念仏から念仏踊へ: 41, 吉川弘文館, 2006.
- 33) 31) に同じ.
- 34) 小寺融吉. 郷土舞踊と盆踊. 序 盆踊りの研究. をどりの組織: 50, 桃蹊書房, 1941.
- 35) 郡司正勝. 琉球の「組踊」とかぶきの「仕組踊」. 舞踊學 1980 (3): 1-3, 1980.
- 36) 安丸良夫. 文明化の経験 近代転換期の日本. 第二章 民族の変容と葛藤. 三「近代化」過程における抑圧と編成替え: 128,

岩波書店, 2007.

- 37) 神谷力. 地方違式註違条例の施行と運用の実態, 手塚豊教授退職記念論文集 明治法制史政治史の諸問題: 165-212, 1977.
- 38) 37) に同じ.
- 39) 米地文夫. 戊辰戦争時~明治初年における地名「東北」. 季刊地理学 47 卷 4 号: 267-284, 1995.
- 40) 稲垣恭子. 不良・ヒーロー・左傾. 第 6 章 若者文化における秩序と反秩序ー盆踊りの禁止と復興をめぐるー: 164, 人文書院, 2002.
- 41) 高橋教雄. 歴史探訪 郡上踊り. III 盆踊りの諸相. (1) 盆の行事と盆踊り. (二) 踊り念仏: 87, 梨逸書屋, 2013.
- 42) 小寺融吉. 郷土舞踊と盆踊. 序 盆踊りの研究. 保護と弾壓: 98, 桃蹊書房, 1941.
- 43) 小寺融吉. 郷土舞踊と盆踊. 序 盆踊りの研究. 保護と弾壓: 101, 桃蹊書房, 1941.
- 44) 福沢諭吉著、齋藤孝訳. 現代語訳 文明論之概略. 第二章 なぜ西洋文明を目指すのか. 精神をも止めることの難しさ: 46, 筑摩書房, 2013.
- 45) 松浪稔. 前近代的身体と近代的身体ー日本近代における身体像についての考察一. 福岡女子大学文学部紀要 文藝と思想 第 68 号: 135-152, 2004.
- 46) 中嶋繁雄. 大名の日本地図. II 関東: 133, 文藝春秋, 2004.
- 47) 高橋晋一. 阿波踊りの観光化と「企業連」の誕生. 国立歴史民俗博物館研究報告 第 139 集: 221-237, 2015.
- 48) 6) に同じ.